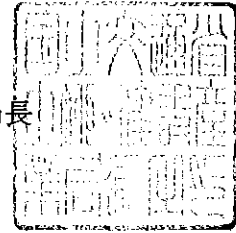


国土入企第2号
平成25年4月8日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



平成25年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成25年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添2のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入第38号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方願います。

国地契第 3 号
国官技第 7 号
国港総第 6 号
国港技第 1 号
国営管第 1 2 号
国営計第 3 号
国北予第 2 号
平成 2 5 年 4 月 8 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長
港 湾 空 港 部 長
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長
営 繕 部 長 あて

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土建労第 40 号、国港技第 126 号）により「平成 25 年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、労務単価が平成 24 年度公共工事設計労務単価（「平成 24 年度公共工事設計労務単価について」（平成 24 年 3 月 26 日付け国土建整第 172 号、国港技第 140 号）において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 15.1

パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第55条及び「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第57条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

第二. 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

第三. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

第四. その他

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局及び北海道開発局において、業務の状況等を勘案し、適切に設定されたい。

別添 2

国土入企第 1 号

平成 25 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成 25 年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号）1 において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、別添 1 のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添 2 のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。

平成25年3月29日

土地・建設産業局

技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請について

技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請について、別添のとおり建設業団体、公共発注者及び民間発注者に対して要請通知を発出することとしたのでお知らせします。

本件に関する問い合わせ先

〔全体関係〕

国土交通省土地・建設産業局建設業課

入札制度企画指導室 竹内、堀江

TEL：03-5253-8111（内線24723、24704）

直通：03-5253-8278

FAX：03-5253-1553

〔技能労働者の処遇改善及び社会保険等未加入対策関係〕

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

労働資材対策室 東谷

TEL：03-5253-8111（内線24854）

直通：03-5253-8283

FAX：03-5253-1555

技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請(概要)

平成25年3月29日
国土交通省土地・建設産業局長通知

I. 基本的認識

(現状)

- ダumping受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている。
- その結果、技能労働者の需給のひっ迫が顕在化しつつあり、入札不調が発生。

(課題)

- 労働需給のひっ迫傾向は、一時的なものではなく、構造的なもの。
- いま、適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障。
- デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やす必要。

建設労働者に対する適切な賃金の支払は、建設産業全体の喫緊の課題。

II. 各団体あての要請内容

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格での下請契約の締結
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約の締結する
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

(4) ダumping受注の排除

公共発注者あて

(1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

(2) ダumping受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

(1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

(2) 社会保険料相当額の支払

労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったところである。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがある。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示している。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、下記のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業において、ご理解と適切な対応を図られたく、周知徹底方願いする。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要である。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与することとなる。加えて、現内閣においては、公共投資の拡大を労働者の所得増加に結びつけ、消費の拡大、さらには生産の拡大を通じてデフレ経済からの脱却を目指しているところであり、公共事業の受け手である建設業における労働者の賃金引上げは、極めて重要な課題である。

平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、これらの点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたいこと。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠である。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、既に作成が進んでいる標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法

定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事設計労務単価の引上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

4. ダンピング受注の排除

平成24年度補正予算の経済効果の早期発現を図り、デフレ経済からの脱却を図るため、さらには、近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためにも、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払

「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行行第43号、国土入企第34号）2.（1）において、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落が懸念される地域においては、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考として適切な運用に努めるよう公共発注者あて通知されたところであるが、この措置に基づき、設計変更により発注者から追加費用が支払われる場合において、地域外からの労働者確保に要する費用（宿舍費等）や資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費等を下請企業が負担しているときは、元請企業は、設計変更により追加支払が行われる趣旨にかんがみ、また、労働者に適切に賃金が支払われるようにするためにも、下請企業にその負担額を適切に支払うこと。

6. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要かを検討するために、より詳細な調査を実施することとしているので、これにご協力いただきたいこと。

7. 資材不足等への適切な対応

公共工事の増加に伴う建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に提供いただくとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、公共工事発注者、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。

国土入企第37号

平成25年3月29日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県知事、各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったところです。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、行政の責任である将来の災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがあります。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示しています。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は喫緊の課題であり、下記の措置を講じることにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等を促進していただけるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により、技能労働者の就労条件は大きく悪化しており、これを背景に、近年、技能労働者の減少が続いています。平成25年度公共工事設計労務単価は、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものです。

公共工事の予定価格は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならない、その積算に当たっては、別に参考送付された同単価を速やかに適用されるよう、よろしくをお願いします。

2. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

ダンピング受注の排除を含め、契約価格の適正化については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号、国土入企第34号）2において、総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、この度の公共工事設計労務単価の設定が、技能労働者に対する適切な賃金支払いにつながることを踏まえ、あらためて、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いします。また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務

であり、また、建設労働者に最低限の福利厚生を確保して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）が勘案されているほか、既に平成24年4月に現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう既に要請を行ったところです。

つきましては、受注者と専門工事業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されよう、受注者に、社会保険料相当額の適切な支払を指導するとともに、その支払状況を確認するなどの特段のご配慮をお願いします。

4. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要なものとなっていないかを検討するために、より詳細な調査を実施することとしていますので、その見直しが行われた場合には、予定価格の積算に適切に反映させるようお願いいたします。

平成25年3月29日

主な民間発注者団体 あて

国土交通省土地・建設産業局長

適正な価格による工事発注について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約17万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県ごと・51職種ごとに決定しているものです。

平成25年度は、近年続いている技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映するとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映した結果、前年度と比べ、全国平均で約15%、東日本大震災の被災三県では約21%の上昇となりました。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障が生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示しています。

つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

平成25年度の公共工事設計労務単価は、上記のとおり、著しい低価格による契約のしわ寄せが技能労働者の就労条件に及び、技能労働者の減少と労務費の上昇につながっていること、円滑な施工への支障や工事品質への悪影響が生じかねないこと、及びこれらの問題への対応は待ったなしであること、を考慮して設定したものです。

このことを十分にご理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようにしてください。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めて留意してください。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費についても、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、建設工事を発注するときは、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するようにしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意下さい。